

仕 様 書

作 業 名 東区役所管内道路除草剤散布業務委託
場 所 岡山市 東区役所管内
履 行 期 限 令和6年6月28日
作 業 内 容 本業務は、設計図書及び、別紙図面により、除草剤散布を行うもの。

除草剤散布(液剤)	歩車道縁石ブロック両側面及びバラペット部分に、液剤(ラウンドアップマックスロード同等品以上)を100m2あたり0.05リットル(原液量)を100倍希釈し、散布すること。
安 全 費	本業務では国道250号での作業において交通誘導員A 2人、その他の路線において交通誘導員B 6人を計上している。
作業時間	9:00～16:30(渋滞時間を回避するため)

仕 様	内 容
除 草 剤 散 布	周辺の水田などの農作物に影響を与えぬよう十分注意して作業すること。
道 路 施 設 等 防 護	縁石ブロック等構造物に損傷を与えないよう注意して作業すること。なお、構造物に損傷を与えた場合、受託者において現状に復旧すること。
交 通 誘 導	歩行者及び車両の安全には十分注意して作業すること。なお、第三者に被害を与える等の場合、受託者の責任において問題解決にあたること。
時 期	実施時期については、市監督員と協議し、作業を行うこと。ただし、用水の通水期までに散布すること。
気 象 環 境	散布直後の除草剤の流出を防ぐため天気予報に注意し、降雨が予想される時は、散布計画を変更すること。
材 料 検 収	液剤については、納入時及び使用後に容器の写真を提出すること。
散 布 効 果 確 認	完成写真は、散布効果が確認できる時期(散布後1～2週間)に撮影し、着手前・後が比較できること。散布効果が確認できないところは、再度散布して、効果を確認してから完了届を提出すること。
そ の 他	疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。